

聖籠町告示第五十四号

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年六月十六日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領の一部を改正する告示

聖籠町特別融資制度推進会議設置要領（平成二十年聖籠町告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号を削り、第十号を第九号とする。

第四条第五項第二号中「慎重な審議を必要とする場合には」の次に「、災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合を除き」を加える。

第四条第五項第二号口中「長期協会」を「平成二十三年度農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成二十三年四月一日付け二十二経営第七千二百六十九号農林水産事務次官依命通知）に定めるところにより、農林水産省経営局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「利子助成団体」という。）」に、同条第六項及び第七項中「長期協会」を「利子助成団体」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。